

## 会 議 録

### 1 会議名

平成28年度 第10回高田区地域協議会

### 2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域活動支援事業の募集要項、審査・採択の基本的なルールについて（公開）

### 3 開催日時

平成28年12月5日（月）午後6時31分から午後9時6分まで

### 4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

### 5 傍聴人の数

2人

### 6 非公開の理由

—

### 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・ 委 員：西山要耕（会長）、高野恒男（副会長）、吉田昌和（副会長）、  
青山捷一、飯塚よし子、浦壁澄子、小川善司、北川 拓、小林徳蔵、  
澁市 徹、杉本敏宏、高橋浩輔、松矢孝一、山中洋子、山本信義、  
吉田隆雄

・ 事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、榎島係長、小林主事

### 8 発言の内容

#### 【榎島係長】

・ 大滝委員、小竹委員、佐藤委員、宮崎委員を除く16名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・ 同条例第8条1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

#### 【西山会長】

・ 会議の開会を宣言

・ 会議録の確認：西山会長、杉本委員

今後、市からの報告や諮問が多く予定されていることから、今回地域活動支援事業に関する議事を行うために、12月19日の定例日と別に会議を開催することにした。

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料により説明。

【西山会長】

質疑を求めるがなし。

—地域活動支援事業の募集要項、審査・採択の基本的なルールについて—

【西山会長】

次第3議題(1)「地域活動支援事業の募集要項、審査・採択の基本的なルールについて」に入る。

前回会議で資料No.4の7つの意見を全て検討することが決定している。本日はこれらを、次年度の募集要項等改正案に反映するかを協議し採決する。

審議順は資料どおりではなく、審査・採択の基本的なルールに関する意見から始め、補助額や補助率に関する意見は最後に行う。

議事に入る前に、地域活動支援事業に関する今後の手順を確認する。

- ・募集要項案の決定…1月定例日に審議、2月定例日で確定
- ・センターによる提案相談の受付…3月1日から
- ・地域活動支援事業に関する市民説明会…3月中
- ・募集受付開始…4月1日
- ・募集期間…区によりゴールデンウィーク前または後、今後審議予定
- ・提出された提案書を委員へ配布
- ・内容確認後、不明点を質問票にて提出
- ・質問と回答を全委員へ配布
- ・審査採点し事務局に提出
- ・事務局の集計結果を地域協議会で確認、審議のうえ採択事業を決定

- ・来年度変更点はないため、以上のとおり進める  
また、委員から意見がなかった次の点は、改正の必要がないことを確認する。
- ・個人で採点すること、その合計点で順位をつけること
- ・提案者によるプレゼンテーションを実施しないこと
- ・予算ボーダーラインと点数ボーダーラインを設けること
- ・地域協議会の会議で順位を確認し、採択事業を決定すること

**【澁市委員】**

私は採点方法がおかしいと指摘した。

**【西山会長】**

後ほど話をする。

これから7つの意見を順に諮りたいがよいか。

**【澁市委員】**

採点方法に関し、各委員の絶対点数を単純に足すのはおかしいから改めるべきだ  
という意見を市へ提出した。市の整理では、共通審査においては全ての提案事業を  
自分自身の判断基準に基づき25点の範囲で採点しているとして、市全体の問題な  
ので高田区地域協議会で取り上げるものではないとしている。

我々が採点する時は先ず相対的な評価をする。私の場合は平均点を3点として1  
点から5点をつけていく。平均点を何点とするかは各委員の判断であるため、3点  
の委員、4点の委員、5点の委員があることになる。それを20人分単純に足して  
評価するのはおかしい気がするため、市へ指摘したが取り上げてもらえなかった。

**【西山会長】**

採点は、必ずしも平均点を出す必要はない。

**【澁市委員】**

私は平均点を出せと言っているのではない。

**【西山会長】**

その提案が、5点満点×5項目の25点満点のうち何点くらいの評価であるかを  
委員自身が判断する。全ての提案が20点以上と評価する委員がいれば、10点以  
下の評価という委員もいる。個人の判断で点数をつけるのであり、委員の協議で点  
数をつけるのではない。点数の平均点は何点にするということはこれまでしてこな

かったので、今年もそのようにすることはせずに採点を実施したいがいかがか。

**【浦壁委員】**

澁市委員の意見も分かるが、市も考え方や方針をきちんと明記している。私たちもこの考え方で今まで採点してきた。高田区地域協議会として、これまでの私たちの採点方法は今後もこれでよいかを採決するなりして、問題があるということなら改めて澁市委員の意見を協議すればよいと思う。

私は今までどおりでよいと思うが、澁市委員の意見はもつともだと考える委員もいるかもしれないので、皆さんに聞いたらどうか。

**【高野副会長】**

私はこれまでどおりで何ら問題ないと考える。

点数は、採点シートでは5段階の真ん中に「普通」、両端に「良い」「悪い」とされており、「普通」が真ん中で平均ということ、そういう理解で何ら問題ない、だから今までどおりでよいとおもう。

**【西山会長】**

他に意見を求めるがなし。

この意見に関し、今までどおり変更せずを実施することを諮り、賛成12名、反対1名、山本委員はいずれにも挙手していないが。

**【山本委員】**

今年採点したが、分からなかった。来年2回目の採点で分かってくると思う。だから今は判断できない。

**【西山会長】**

賛成12名、反対1名により、今までどおり変更しないことに決する。

— 2. No. 2 —

**【西山会長】**

まず2. No. 2 澁市委員からの、「委員は『質問票』を作成する際に、質問の意図を十分に整理し、その趣旨が提案者に分かりやすいものとなるよう注意し、提案者からの問い合わせや再質問等の負担、事務効率の低下につながる事が無いように

する。」という部分は、委員が当然に留意すべきことであり、公表されるルールに記載する必要があるか疑問、再考を。」について、澁市委員への質疑を求める。

【澁市委員】

補足する。この規定は我々委員への注意喚起であり、あえて書く必要があるのか  
と思い意見を出した。書いてあっても構わないのなら、特に削る必要はない。

【西山会長】

質問票は提案者に失礼がないよう、また分かりやすいように書き、良い答えをもら  
う。質問する側も、要点をきちんと整理して書くのは当然。

【松矢委員】

これは、当たり前。自分が関係している団体が提案したものに対し。

【澁市委員】

今は別の意見。

【松矢委員】

今、No.1 ですよ。

【澁市委員】

No.2 である。

【西山会長】

今、No.2 を先に協議している。

【松矢委員】

申し訳ない。No.1 は終わったか、まだか。

【西山会長】

後です。

【杉本委員】

この意見を読んで考えたのだが、我々審査する側が注意することと、提案者側に  
注意するようにお願いすることは、きちんと分けた方がよいと思う。

これまでに整理してきたつもりだが、改めて読むと、提案する側に我々が気を付  
けていることをわざわざ伝える必要があるか、必要ない項目だと気づいた。

自分たちの審査・採択のルールを示すのはよいが、示さなくてもよい部分もある  
と思う。

【浦壁委員】

これは私たち自身の問題であり、記載する必要があるものには該当しないのではないか。私たち委員が質問する時の態度や姿勢は、記載する必要はない。

【西山会長】

削除した方がよいという意見がでていますが、反対の委員はいるか。

この文言を削除することに賛成の委員に挙手を求め、賛成14名、反対なし、挙手なし1名により、文言を削除することに決する。

—2. No.3、4—

【西山会長】

No.3「今年度の審査・採点シートは、どの委員が何点をつけたか分からないように無記名かつ番号や記号がないものが使用されたが、審査の透明性を高める観点から改めるべき。」、No.4「『どの委員が何点つけたか分からない審査・採点シート』を継続する場合は、そのことをルールに明記し、応募者を含む市民へ周知する」は、内容が関連しており、2つをまとめて話をする。澁市委員から補足はあるか。

【澁市委員】

4点ある。

1点目、地域活動支援事業は税を財源に公募された事業を補助するもので、市の非常勤特別職である我々が審査する。非常勤特別職とはいえ公務で市職員として審査したものは、市職員が作成した文書にあたる。

2点目、市の情報公開制度では、市の職員が作成した文書等は原則公開になっている。非公開となるのは個人情報等特殊なもののみ。

3点目、今年の審査前に審査初任者研修を行った際は、去年のフォーマットを使った。そこには誰が採点したかが分かるように番号が付いていたが、今年は番号がないものに変更された。事務局の配慮だと思うが、その場合まったくトレースできない状況になり、誰が何点を付けたかが全くわからないようになってしまった。

これは市の情報公開制度の原則に反すると思う。今年の方法が、情報公開制度に則っているか事務局の見解を聞きたい。

4点目、今年の方法を継続するなら、明らかに情報公開制度から逸脱することから、きちんと審査・採択ルールに記載するか文書で残すべきだと思う。

**【浦壁委員】**

澁市委員が情報公開と盛んに言われるが、これが情報公開すべき文書にあたるのかどうか。私たちは何も市の職員ではない、全く自由な立場で地域協議会委員を務めている。だから情報公開の対象には当たらないと思う。

澁市委員に聞きたい、審査の透明性を高めるというのはどういうことか。採点結果こそ我々の個人情報で、審査する側の個人情報が危うくなると思うし、審査そのものがゆがんだものになると思う。なぜ、採点者が分からないように審査することに異議を唱えるか。澁市委員は採点の文書が情報公開の対象となると言うが、なぜかを市に聞きたい。

**【西山会長】**

事務局に説明を求める。

**【榎島係長】**

審査・採点シートは情報公開の対象文書で、記載されている委員氏名も公開される。昨年度まで数字を記載していたのは、委員氏名が公開されるより数字が公開される方が委員にとって負担がないことや、不採択となった提案団体がどの委員が何点つけたということが生じにくいだろうという配慮から。

5月の審査初任者研修で、数字が書かれていて誰が何点をつけたかが分かる指摘を受けたことから、こちらの配慮で数字の記載がないものに差し替えたもの。

**【浦壁委員】**

審査・採点シートが、情報公開の対象になるというのが分からない。情報公開は公人が対象であって、私たちは市から何ら報酬をもらっているわけではなく、本当に自由人の立場で審査している。それなのに名前を書き、それが情報公開の対象になるというところまで求められると、疑問を感じる。

市の職員の代わりをしているという捉え方は大きな間違いだと思う。市職員でない者が作成する文書は、情報公開の対象にならない。私は行政書士の立場から発言するが、情報公開の対象になるのは公人が作成するものであり、私文書というと極端だが、協議会が出す文書、審議会等いろいろなものはもちろんだが、私はこの採

点シートが情報公開の対象になるとすると理解に苦しむ。

**【杉本委員】**

諮問会議や諮問委員会のようなものは市にたくさんあり、全て情報公開の対象。その会議の会議録、配布資料全てが公開対象。だからこの会議録、配布資料も全て公開対象で、採点票も全て含まれる。

職員に代わってという話ではない、市から諮問されたり、審議を依頼されたりする組織の会議録から何から全ては、市の業務として公開対象となっている。

**【浦壁委員】**

それは協議会として当然分かる。私は澁市委員のNo.3と4にこだわる。どういう点が審査の透明性につながるのか聞きたい。

**【杉本委員】**

問題を分けて考えないといけない。

公開の対象かどうかと言えば、公開の対象。だから情報公開請求があれば、全ての採点票のコピーが請求者に渡る。黒塗りなしで渡るはず。

請求の仕方もいろいろあり、提案者が自分の提案した事業の採点票だけ請求というものもあるし、全ての採点票を請求というものもある。そういう請求があれば公開すると条例に定められている。

だから公開されることを前提にして、番号や名前が付いている場合と何も記載されていない場合とで、どういう違いがあるかを議論しないといけない。

**【西山会長】**

情報公開請求があった場合に、採点票が公開の対象になることについて、委員に理解を求め了解を得る。

採点票は公開対象であることを前提に、名前等を記載するか、ルールとして明記するかを審議に入る。

今年は番号も名前も記載しなかった。去年までは番号が入っていた。当初は名前を書いて提出した。今後、何も記載しないか、番号とするか、氏名とするか、この3パターンについての意見や、新たな方法についての意見を求める。

**【小川委員】**

採点票に明記するのは、地域協議会になじまないと思う。記名ではなく、皆で議



論して地域活動支援事業に値するかという議論をすべきであり、めいめいに何点をつけたかまでは出さなくていいと思う。

【西山会長】

番号も名前もない方がよいということか。

【小川委員】

そのとおり。

【吉田隆雄委員】

ここで審議されたものを公開するのは当然だが、例えば提案者から、採点で誰が何点をつけたかというところまで問い合わせがあるか。

【西山会長】

事務局に説明を求める。

【榎島係長】

私が担当した2か年に、そのような問い合わせは1件もない。

【西山会長】

過去、他の事例を聞いたことはあるか。

【榎島係長】

他の区事務所、センターの状況は承知していない。

【西山会長】

今の質問については以上である。

【吉田隆雄委員】

了解した。

【浦壁委員】

今まで問い合わせはなかったということだが、これからはないかどうかは分からない。誰が地域協議会委員をしているか市民は知っているので、提案が不採択になった人にしたら、自分の提案事業に誰が何点つけたか見せてほしいというようなことから、個人攻撃につながる恐れも想定される。だから小川委員がおっしゃるように、1人ずつの意見ではなく地域協議会全体の検討結果として公表する方法はないか。

【杉本委員】

会議を公開で行うことと、情報公開で請求されて資料を渡すというのは意味が違う。情報公開で公開するのは集計表を公開すれば足りるということではなく、生の資料を出す必要がある。

採点票の場合は〇×つけてまた書き直したものでも、それをそのまま出すのが情報公開。それを集計し一覧にした場合は、生の資料を出したとはならない。そこは間違わないように。

**【西山会長】**

採点シートも全部含まれる。

**【杉山委員】**

そのとおり。

だからインクを垂らして黒くなったものもそのまま公開される。きれいにして、というわけにはいかない。そこは間違わないように。

**【西山会長】**

情報公開の対象になるということは、委員全員から理解してもらった。

杉本委員のとおり、情報公開されると我々が審査し点数を書いたもの全てが対象になるということで、それを共通認識として持ち、議論を進めていく。

**【松矢委員】**

杉本委員の話だと、情報公開請求があれば全てを公開する必要がある。

それを前提に、仮に採点シートに自分の名前を書いて審査することを考えると、皆さん人間だから悪い点数をつけると何か言われるなど思い、甘い点数になるのではないか。

透明性を高めることはできるが、審査の公平性は下がる気がする。これはNo.1の意見に関係するが、例えばある団体に関わっている委員が採点した結果が明らかになると、なぜこんなに低い点数なんだとなる。このように、名前を書くと審査の公平性は保たれなくなる。

では名前以外を書くとすると番号しかない。去年までは名簿順に番号をつけていたので、誰の採点かがわかるようになっていた。だから情報公開されてもよいということになれば、名簿順ではなくアトランダムに付番すればよい。

審査の公平性を考えると、名前を書くのは問題だと思う。

【小川委員】

情報公開請求があれば請求者の住所氏名を聞いて公開するわけだから、今年のみまでよいと思う。

【澁市委員】

皆さんの議論にはもっともだという点もかなりあるが、先ず第1に我々は地域協議会委員の立場で議論しているが、我々は高田区の人口約3万人のうちの20人にすぎない。事業提案者は必ずしも地域協議会のメンバーではないので、ここでの議論は、事業提案する人たち全体の立場から考える必要があると思う。

2点目は、情報公開により名前が出るとなると、高い点や低い点はよほどの理由がなければつけにくいと思う。私は前から、採点基準があいまいだからきちんとした判断基準を示すように言っている。しっかりした判断基準があれば、自信をもってその点数をつけた説明ができるので、私は名前が公開されてもかまわないと思う。ただ実際は判断基準があいまいであり、市は我々に責任を押し付けていると思う。客観的な基準で点数をつけるのではなく、かなりの部分で主観的、感覚的な部分が入ってくるので、委員名が記載された採点票を公開するのは酷だと思う。

私は自分の名前が出るとすると少しちゅうちょする。審査基準が非常にあいまいだから。だから番号や記号をつけたうえで一覧表により集計する、それでかなり透明性、公平性が保てると思う。

【西山会長】

しばらく休憩とする。

— 5分休憩 —

【西山会長】

会議を再開する。

これまで、無記名、順番になっていない数字、記名、という3つの意見が出たが、これ以外の意見を求める。

【松矢委員】

無記名の採点票の情報公開請求があった場合、問題ないか。

【西山会長】

事務局に説明を求める。

【榎島係長】

情報公開を請求された場合には、市の書類をそのままコピーして提供する。

【松矢委員】

無記名でも大丈夫か。

【榎島係長】

無記名でも、無記名の状態の書類のコピーを出す。

【西山会長】

番号が付いていれば番号がついたまま。

【松矢委員】

無記名なら無記名のまま、そのまま公開ということか。

【杉本委員】

市職員が文書を作成する際に、この文書は誰々が作成したということはどこにも書かない。書類は基本的に無記名。議事録には発言者は書いてあるが、議事録の作成者名は書いていない。

【松矢委員】

作成者名は書いてなくても、確認者は公開されると思うが。

【杉本委員】

確認者はハンコを押す。

【松矢委員】

すると無記名でも大丈夫ということか。

【杉本委員】

そのとおり。

【小川委員】

情報公開制度については、杉本委員から分かりやすく説明いただき、皆よく理解できたと思う。

今ほど澁市委員が、判断基準があいまいだと、とても良いことをおっしゃった。それが今後の地域協議会にとって問題だと思う。判断基準があいまいだからこそ地

域協議会で協議し、高田区にとって大切なもの、今後どうあるべきかを、基準作りのために話し合うべき。

**【高野副会長】**

澁市委員が判断基準があいまいと言うが、どこがどのようにあいまいなのか。我々は今までこれでずっと審査してきたが、全く問題はなかった。どこが問題か教えてほしい。

**【澁市委員】**

共通審査基準は公益性、必要性、実現性、参加性、発展性とある。

事業提案書を読んで、発展性「新しい発想が感じられる取組や先進的な取組であるか。」を、どういう基準で判断するか、分かるか。あるいは、発展性の中の「助成事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。」、100%補助を希望する事業にそんなことは考えられるか。そういうことを言っている。

実現性の1つ、「目標を達成すべきことや事業内容が明確か。」は事業提案書を読めばすぐ分かる。それを実現するための活動によりその目標が実現されるかどうかも分かる。

しかし、このうち1/3くらいは非常にあいまいである。私はそれを指摘している。しかし市では検討に当たり参考とするとし、我々の議論にはあげないとしている。

**【西山会長】**

議論を採点シートに戻す。

採点シートに記名をするかしないか、しない場合にそれを募集要項に記載するか、この2点を議論する。

1点目について、先ほど挙げた3つの方法の他は意見がないので、この3つの方法で諮りたいがいかがか。

**【浦壁委員】**

地域活動支援事業に対する我々の向かい方、取り組み方については、毎回精神的にも肉体的にも時間的にも大変ストレスでものすごく重責を感じて審査をしている。委員の皆さんは、真剣に取り組んでいる。そこへさらに細かい制約を加えると、ますます負担が増す。

まちづくり、まちを活性化する、地域を活性化して皆で盛り上げようということ

で、私たちの大きな血税が投入されている。だから審査は市職員がすべき仕事だと思う。これだけ大きな金額を、何の権限も資格も専門知識もない地域協議会委員へ丸投げしていると思う。

ただ私たちはまちを良くしたい、皆の意見を聞いて何とかにぎやかに、少しでも活性化したいという思いで、委員へ応募したのだと思う。だから地域活動支援事業で、いろいろ時間的にも大変な思いで審査する。それに加えて細かいことを言われると、何のための委員だろうと、地域活動支援事業のための委員ではないかと思うくらいになる。

もう一度原点に戻り、できるだけ活性化するんだと、多くの一生懸命取り組んでいる人たちにこの貴重な補助金を使ってもらいたいということが一番大切な点だと思う。だから枝葉末節にこだわることなく、もう少し大らかに、これまでスムーズにやってきたことはある程度そのまま継続し、時間的な余裕がある時にもう一度話し合うようにしないと。

今日ももう8時になる、よろしくお願いしたい。

#### 【西山会長】

地域活動支援事業は、事業開始してから毎年このように議論し、修正が必要なところは少しずつ直してきた。また、市民が利用しやすいようにするのが一番。ただでさえ、地域活動支援事業は申請方法が難しいという意見がある。浦壁委員は改選前にも委員をされていたので、あまり細かいところまで固められてしまうと提案しにくくなるということを心配し、提案しやすさを優先すべきという意見だったと思う。

時間がだいぶ経過しているので、採点シートについての議論に戻る。先ず、採点シートに委員名を記載した方がよいかよくないかを諮る。その後、委員名を・・・

(事務局に確認)

#### 【西山会長】

先ずは委員名を記載するか否か、記載しない場合に番号や記号のようなものをつけるかどうか・・・違うか。

(事務局に確認)

**【西山会長】**

澁市委員の見解は、採点した委員が分かるようにするか、分からないようにするかということ。分かるというのは、委員名を書くだけでなく番号も含まれるか。

**【榎島係長】**

澁市委員の見解は、採点票に名前も番号も記号もなく誰が採点したかわからないことへの指摘であり、ここで決めていただくことは、先ず採点した委員が特定できる採点票とするか否か、もし特定できる採点票とすることとした場合は、委員名と記号番号のいずれがよいか、となると考える。

**【西山会長】**

先ず採点シートを、採点した委員が特定できるものとするか否かを採決することを諮り、委員全員の了承を得る。

採点シートを、採点した委員が特定できるようにすることについて採決し、賛成4名反対11名により、採点した委員が特定できない採点シートにすることに決する。

採点した委員が特定できない採点シートにすることに決したことから、次に、そのことをルールに明記し応募者を含む市民へ周知するかどうかの採決することを諮り、委員全員の了承を得る。

採点した委員が特定できない採点シートにより審査を行うことをルールに明記することについて採決し、賛成2名反対13名により、ルールに明記しないことに決する。

— 2. No.1 —

**【西山会長】**

続いて2. No.1 「公正で透明性が高い審査が要求される地域活動支援事業において、事業を提案した当事者が審査に当たることはあり得ないため、『委員が所属す

る団体等が提案した事業であっても審査を辞退しない』という条項を改正する。」  
という意見を、高田区のルールに盛り込むか否か。澁市委員の意見なので、澁市委員への質問を求める。

#### 【澁市委員】

補足する。私が考える点は3点。

地域活動支援事業は税金を財源に実施され、事業は公募で集められる。審査は、我々地域協議会委員が市の非常勤特別職として行う。当然審査には公正さ、公平さが求められる。

現行の規定では、事業提案に深く関わった委員も審査することになるが、奇異な感じがする。受験生が試験の採点官を兼ねるような状況であり、一般市民から見ると受け入れられるか疑問。

2点目は、市の資料では28区のうち13区で事業計画作成に関わった委員は審査を辞退するとしている。高田区は人口的にも大きな区であり、28区をリードする立場なので、審査を辞退するようにしたらよい。

3点目は、実際にその委員が事業計画を作るのに関わったかどうかがわからないので、事業計画に関わった委員は自己判断で辞退すべきと思う。

#### 【高野副会長】

澁市委員は自分の答案を自分で採点するようなものと言われたが、それは違う。高田区地域協議会は20人の委員で審査を行う。一人の採点がどれだけ全体に影響するか、そう考えるといかがなものかと思う。

公平、公正、透明性という部分では、団体の代表、役員、構成者、協力者、町内会からの提案なら町内住民、そこまで全て調べなければ公平ではない。それを委員本人からの申し出でよいか、それが公正というのはおかしい。

#### 【浦壁委員】

委員が団体にどの程度関わっているかだと思う。委員は何らかの形でまちおこしに関わっているし、だからこそ委員を引き受けていると思う。

「委員が所属する団体等」ではあいまい、代表者にとどめておくべき。委員はいろいろ関わっており、それを狭くするとそれこそ公平性を欠くなど問題がある。

#### 【小川委員】



委員20人が皆このまの姿を思い描き、それぞれ考えがあるので、審査は皆で集まり全体協議すればよいが、その時間がないので委員の自己判断で審査する以外にない。

また、それぞれの委員が活動をしている。活動に参加することで提案事業の審査に関われないとすると、私は1/3くらいの事業に理事として関わっていることから、ほとんど審査できなくなる。だから、この提案はなしにしたらどうか。

#### 【西山会長】

この議論はこれまで2、3回行われてきた。団体の長をしている委員一人が満点をつけたとして100%採択されるわけではない、自分の団体は満点で他は0点ということもないだろうということで、提案事業に関わる委員も審査可能とした。

また辞退した場合は、合計点ではなく平均点で順位を出すしかないが、それが妥当な方法かという議論もあった。

それで、個々の委員の自覚と意識に任せることとしたのが現状であり、これまで議論を繰り返してきた結果がこのルールになっている。それを含め考えていただきたい。

#### 【松矢委員】

No.1の原則論はそのとおりだと思うが、非常に難しい。だから、委員が公平、公正に審査するという原則論に則って審査するのが一番だと思う。

団体に所属していなくても、提案がよいと思えば応援してやろうという気持ちになることもある。人間が審査するわけだから非常に難しい。

どの範囲まで除外するのかということもあるし、代表者だって別の人を代表者にすればよいだけ。だからそれぞれの委員が自分の信念に従って公正に採点することしかないと思う。

#### 【青山委員】

今回皆さんは、公職選挙法に準じて選ばれた。

市議会議員に立候補しようとする、選挙管理委員会から、市の入札権がなくなるから、中小企業の社長職を外れて立候補してほしいと言われる。

内容は違うがそれに準じて、提案団体の代表者だけは外れていただいた方がよい。

#### 【高野副会長】

委員が代表ではいけないなら、代表者を代えればよい。しかしなぜそこまでしなければならぬか疑問。代表者さえ代わればよいとすると意味があるか疑問。

**【北川委員】**

代表者は代わった方がよいと思う。委員が代表をしていることで応援しようという気持ちになるかもしれない。

**【浦壁委員】**

お金がついて回る問題で、お金をもらえるかどうかは大変な問題。だから外部から見ても公平性、透明性をきちんとしていけない。グレーなところがあってはいけない。そのためには、代表者は委員ではない人の名前にすべき。会で他の人を立てて代表にすればよい。

今のようでは間違いのもとになると思う。採択された場合、外部から見るとあの人が委員だから採択されたと、皆が思う。

委員の選任投票の時に、地域協議会委員になれば自分たちの町内がたくさんお金をもらえるから町内で推すのだという声さえ聞こえてきた。

だからなおさら、予算をもらい活動する場合は、委員は代表から外れるべきだと思う。

**【西山会長】**

地域協議会委員が入っている団体、関わっている団体で、採択された団体もあるが不採択となった団体もある。審査を公平に行った結果、委員が関わった団体の事業も内容が足りないと不採択となっている。それだけは誤解のないようにしてほしい。

関わった委員も今までどおり審査を行う、審査するが代表からは外れる、審査を行わない、という3案が出たが他にあるか。

**【澁市委員】**

参考に。市が作った一覧表に、直江津区では「公平性を確保するために、提案団体の役員等は該当事業の採点に参加しないこととする。」とある。だから「役員等」である。

**【西山会長】**

直江津がそうでも、今は高田区の話をしている。

【澁市委員】

参考である。

【小川委員】

代表を務める委員を、審査から外すのは問題だと思う。代表を務める委員1人だけ高得点を入れても、残りの19人の委員が内容を精査しある程度高く評価しなければ、採択されるというものではない。それよりも皆が内容で評価しているのだから、代表や役員を務める委員を審査から外すということはしない方がよい。

【西山会長】

ここで採決を行うことを諮り、委員全員の了承を得る。

委員が関わる団体による提案事業の審査を制限するか、制限しないかで採決を行う。制限することになった場合には、その後に代表者だけか、関係者全てかを諮る。

【浦壁委員】

違うのではないかと。私と青山委員は、委員は代表者から外れることを提案している。だから3つになる。

【西山会長】

制限するとなった場合には、その後、どの範囲までかを諮る。

【浦壁委員】

はい。

【西山会長】

委員が関わる団体による提案事業の審査を制限するか、制限しないかを諮り、制限することに賛成の委員4名、制限をせずこれまでどおりでよいということに賛成の委員10名により、制限をせずこれまでどおりに決する。

— 2. No. 5 —

【西山会長】

続いて、小林委員のNo. 5に入る。「予算や点数のボーダーライン前後（付近）の事業は、採点結果を表示せず、委員間の協議により採択事業と不採択事業を決定する。」という意見。小林委員に補足説明を求める。

【小林委員】

良い内容の提案が、採点の結果の数点差で不採択になるのもかわいそうだと思います、そのような事業は皆さんの意見を聞きながら協議してもよいかと思う。2～3点の差なら数字で決めるより、話をして決めた方がよいということで提案した。

【西山会長】

補足する。

これまで点数で順位を確定させてきた。皆さんの気持ちが全て採点結果で出るので、1点でも差がつくのは皆さんの評価結果だということ。それを変えてしまうと、皆さんが審査をする意味がないということでこれまで来た。

プレゼンテーションをせず、話し合いもせず、点数で順位を決めるということがこれまでの決定事項であった。

ここで話し合いをするとすると、順位の1番から全部話し合いをしないと不公平になる。私から質問して申し訳ないが、そのことも含めて提案のようにしたいということによいか。

【小林委員】

わかった。

【西山会長】

申し訳ない。ただ、皆さんの採点で順位を確定し、その後は順位を替えないとしてきたので理解いただきたい。皆さんもその点は理解いただけるかを確認し、委員全員の了承を得る。

— 1. No.1 及び 2. No.6 —

【西山会長】

次に1. No.1 と 2. No.6 に入る。補助率、補助金の件につき一緒に協議する。

高橋委員から「より多くの団体を支援できるよう、提案団体に一層の経費節減をお願いします。」、澁市委員から「補助希望額に対する『補助率は基本的に10/10とする』ことについては、審査基準の『資金調達の規模や時期』『事業終了後の継続性や自立性、発展性』の項目と矛盾するため、補助希望額に対する補助率100%

を改める。」という意見が出された。

まず高橋委員に補足説明を求める。

**【高橋委員】**

できるだけ多くの団体がこの制度を使い活動できるようにと思い、意見を書いた。補助率の問題もあるし、自主財源をもう少し求めることをお願いしてもよい。皆さんの意見を聞きたい。

**【西山会長】**

澁市委員に補足を求める。

**【澁市委員】**

前回の議論では、以前は自己資金があったり寄付をもらったりする提案がかなりあったが、最近ほとんどないとのこと。自己資金があるかどうかは、ある程度審査の過程で採点に反映されるべきだと思う。自己資金が10%ある事業と、全額補助を希望する事業とでは、当然採点に差がつくべきだと思うので、100%補助を改めることが無理でも、そのようなことを申し合わせるべき。

**【西山会長】**

補助率や上限額を含め、意見を求める。

**【浦壁委員】**

地域活動支援事業は、あくまで活動して足りない分を補助してくださいというのが本来の姿だと思う。今はほとんどが、最初から全額補助希望しているケースだという話があった。

私は、補助金額は活動資金の50%までなどの枠を設けなければいけないと思う。今は無制限で、130万円など高額になっている。自分たちでここまでやって、いくら足りないのだという姿勢が見えてこない。だから補助額の上限を決めることが必要だと思う。

そうすれば自然に、自分たちで足りない分を自助努力しなければならない。自助努力してこそまちおこしになると思う。全額補助してもらおうと、補助をもらうための事業になってしまう。違う方向に向いていると思うので、ここできちんと考えをまとめてほしい。

**【山本委員】**

私は補助率10/10でいいと思う。

ただ、求められる公益性、必要性、発展性という観点からすると、疑問がある。

昨年の事業を見ると、補助額90何万円に対し自己資金が5千円で事業をしている。これでは、地域の発展性という点で事業をしているのか疑問。

自己資金があり、それで足りないから補助金をもらうという事業提案があったときに、自己資金がありかつ必要だと我々が判断すればそれは100%補助してもよい。それを初めから上限は何割とすると、残りはどこかで集めてくる形で、結果的に同じ状況になると思う。

だからどれだけ資金があるかを勘案し、そこに補助金を求め、更に発展し地域のためになる事業を進めるという立場で計画を立ててもらうことが前提だとおもう。

ところが、自己資金5千円に補助金90何万円では、次の年はどうなるのかと思う。補助金がなければたちまちペしゃんこになる団体に、われわれが一生懸命点数をつけて補助する意味があるかという思いで去年の事業を見ていた。

10/10補助しないと事業が成り立たないので、それでよいと思うが、問題は自己資金があるかどうか、あるいは今までどうだったのか、過去の経過を踏まえて事業の計画を立ててもらうことが前提だと思う。

#### 【西山会長】

事務局から説明がある。

#### 【榎島係長】

1点整理する。

募集要項に書かれている「補助率は基本的に10/10とする。」とは、採択事業の補助希望額に対して、10/10補助するということ。100万円の事業に対し90万円を補助希望した場合は90万円の10/10全額90万円を補助する。

これとは別に、全体事業費に対し何割を補助するかという割合がある。全体事業費100万円に対して、補助希望額が90万円なら補助率は90%、補助希望額が100万円なら補助率は100%。

補助率にはこの2つがあるので、整理を。

#### 【澁市委員】

全事業の補助希望額の合計額が120万円、しかし予算は100万円、その場合

20万円を比例あん分でカットするという区もある。そのことを指していることでよいか。

**【西山会長】**

総事業費に対して、補助金を充てたいのは何割か、というのが今の説明の後段部分である。

補助希望額の合計額が予算を越えたときに、あん分してカットする話ではなく、個々の事業の補助希望額に対し10割補助するか9割にするかを、今議論している。

団体によっては、地域活動支援事業に関する部分しか事業提案書に記載しないので、他に自己財源で活動している事業があっても提案書では自己財源5千円となる。それを含めて考えてほしい。

これは難しい問題。以前は、新規枠を設けたらどうか、何年も継続する事業を1割カットしたらどうか、など、当初からこの議論を繰り返してきた。浦壁委員から50%という話もあったが、50%だと本当に提案した内容で事業ができるか、また50%だと初めからその分を減らされてもいいように上乘せしてくる団体も出てくるだろうという議論もあったが、活動の結果が出るのが最優先だということで、これまでは10/10が保たれている。それを含め考えてほしい。

**【吉田隆雄委員】**

事業費90万円に対し自己資金3千円の事業と、78万円に対し12万円の事業がある。これをどれも10/10で補助するような税金の使われ方は変だと思う。

ではどうするか、浦壁委員の言うように50%にすれば他にも予算が回るという方法もあるが、会長が言うようにそれで実際に事業ができるかというのもある。

**【澁市委員】**

自分の意見を訂正する。私の意図は、全体事業費に対する補助率100%をやめようということ。

**【西山会長】**

補助希望額に対する割合ではなく、全体事業費に対する割合を10/10から改めるということで、意見をだされたということである。皆さん理解を。

**【澁市委員】**

一般的に補助率というと、全体事業費に対する割合なので、誤解した。

**【吉田副会長】**

今までどおりでよいと思う。ぜい弱な団体は補助金がないとぜい弱な行事になってしまう、1つ1つ一生懸命活動しているので今までどおりでよい。それを我々が真心込めて平等に見て、採点すべきだと思う。

**【杉本委員】**

会長の言うとおりに、毎回のように議論してきた。

継続事業は10%ずつ減らしたらよいという話もしたが、同じ事業をどのように認定するか。代表者が代わったらどうか、少し違う内容を加えたらどうかなどいろいろ議論して、面倒なことを考えないで10/10としようとなった。

本当にこれが公平なのかと言われると考えなければならない部分があるので、そこは皆さんが審査するときに、当面は、自己資金の割合を採点の時に考慮するなどするしかないと思う。

**【松矢委員】**

継続して事業実施している団体は自己資金があると思うが、これから始めようという団体は自己資金がほとんどないと思う。

だから、自己資金がないからと点数を厳しくするのは問題で、これから地域おこしをしようという団体が出てこなくなってしまう。

委員の採点を、自己資金の多寡で判断するのは問題だと思う。考えない方がよいと思う。

**【吉田隆雄委員】**

私は新人委員なので、これまで何期か委員を務めてきた経験者から、自己資金が少ない事業が期待どおり事業をしたかということを知りたい。

**【西山会長】**

私個人の感想になるが、提案で効果が書かれていたことが報告書を見たらほとんど効果がない形でがっかりするなど、補助金を返してほしい、なぜこれを採択してしまったのだろうと思う事業もあるし、この事業を採択して本当によかったという事業もある。

なるべく新しい団体から提案してもらえよう、広報上越でも告知しているしセンターでも説明会をしている。委員からも、新しい団体に声がけをしてもらって



るし、今後も続けていかなければならないと思っている。

**【吉田隆雄委員】**

予定よりもお金を使わなかった団体は、次年度は自己資金がたくさんあるということもあるか。

**【高野副会長】**

使わなかった補助金は返金が必要。

**【吉田隆雄委員】**

それを全額返してくれればよいが。

**【西山会長】**

事業を実施しなかった部分の補助金は返金してもらおう。100万円の事業計画で、20万円分しか実施しなければ、残りの80万円は返金するというシステム。今までそのように返金してもらってきた。

**【高野副会長】**

これまで委員は、行事やイベントをなるべく見に行くようにしてきた。だからこれまでの委員はそれを見て判断してきた。新しい委員はまだそれをしていないが、我々がイベントに行ってみたところ、やることをやっていなかった場合にはどうしたんだということもある。

それと先ほどの補助率を50%にしたらという件だが、これまで10/10で補助してきたものが50%になったら、せっかく良いところまで進められたのに補助率が下がったからもうやめるということになる。そうするとこれまで補助してきたお金が全て無駄になってしまうということも考えられる。だからその辺のことも慎重に考えてあげる必要がある。

**【浦壁委員】**

今までのものを見ると100万円以上の提案をしてくる団体は、何年もこの補助を受けて事業をしており、自分たちの力もついてきたと思う。だから上限を100万円とし、あとは自分たちで補てんするのがよいしその力を持っていると思う。

それにより、少額な提案をしている団体も恩恵にあずかることができるし、幅広く多くの人に制度を活用してもらえる。

100万円以上の団体は、3年も4年も提案しているから本当は3年までなど期

限を区切りたいくらいだが、そこまでするとせっかく続けてきた事業もあるし、いろいろな意見もあるからそこまでは言わない。

今、無制限に提案しているのを、100万円で区切るなど考えてほしい。

**【西山会長】**

無制限というわけではない。皆さんに諮り、事業でそれなりの効果があるなら、それなりの予算で提案できるとしたものだ。ただし審査は厳しくなるだろうし、内容が良くなければ不採択になるというのが基本。上限額がないのは、そういう理由からである。

200～300万円の事業が今まであったが、ほとんど世界館などの修繕関係。事業関係で300万円というのではないと思う。

**【浦壁委員】**

今はないのか。

でも、百何十万円のもの結構多い。

**【西山会長】**

そのような修繕関係の事業でも、100万円で区切るということか。

**【浦壁委員】**

100万円が限界だと思う。

あまり中途半場な額にすると、やりたいこともやれなくなる。100万円を超える事業を行う団体はそこそこの力が付いていると思う。何から何まで面倒を見る必要はない。

**【西山会長】**

上限をある程度設けるとのことか。

**【吉田副会長】**

上限を100万円にすれば、提案を2つに分ける団体が出てくるので、上限を100万円とすることはしない方がよいと思う。

**【高野副会長】**

上限額よりも、事業の内容だと思う。大きな金額の事業が提案された時も、内容が伴えばそれでよいのではないか。内容を基準に考えるべき。

**【西山会長】**

上限を決めるか否か、また10割補助を続けるか否かの2つについての意見が出ている。

まず、上限を設定することについて採決を行う。募集の際に上限を設定することについて採決し、設定することに賛成1名、反対13名により、上限を設定しないことに決する。

次に、補助希望額に対する補助率を10/10のままとするか、補助率を下げるかを採決し、補助率を下げるとした場合はその率について協議する。

【榎島係長】

確認する。

澁市委員は、補助希望額に対する補助率ではなく、全体事業費に対する補助率を改めるべきという意見に変更した。今の採決はどちらか。

【西山会長】

補助希望額に対する補助率。

【榎島係長】

補助希望額に対する補助率を改めるという意見は取り下げられている。

【澁市委員】

全体事業費に対する補助率に改めた。

【西山会長】

10/10は全体・・・。

【澁市委員】

全体事業費に対し、自己資金ゼロで100%補助してくださいというのはやめましょうということである。

【西山会長】

分かった。

「全体事業費を全額100%補助金で」と提案することはよくないか、それともよいかという2つの話になる。

【澁市委員】

先ほどの79万何千円が補助額で、自己資金8百いくらというのも100%補助に含めて考えてよいか。

【西山会長】

厳密には違うかもしれないが、その辺のことは別に話したいがよいか。

【松矢委員】

少し分からない。

【西山会長】

全体事業費100万円の事業をしたいが、自己資金がないので全額を補助金で行う、という提案を認めるか、それともある程度の自己資金を必要とするか、ということ。

【杉本委員】

それは前にも議論した。先ほどのように、例えば100万円の事業に2千円だけ自己資金を充てると、補助率は99.8%となり100%ではなくなる。

そのような提案が考えられる以上、100%補助はできないとしても何の意味もない。

【澁市委員】

採決よりもむしろ、先ほどの杉本委員のとおり、例えば自己資金がない、あるいは極端に少ない事業は、審査で十分に考慮し採点に反映するという意思統一をすればよいのではないか。

【西山会長】

先ほどのとおり、まず100%補助を認めるか認めないかを採決し、認めないとなった場合には割合を決めるか決めないかということで、まず認めるか認めないか決を採りたい。

【杉本委員】

その決でよいのか。

【西山会長】

認めないとなれば、どうするか考えてほしい。認めるとなればこれで終わる。

【杉本委員】

決を採る意味がない

【松矢委員】

本当は、ここに書いてある、補助希望額に対する補助率じゃないのか。

【澁市委員】

私の勘違いでこう書いた。私が言いたいのは、全体事業費に対する補助率100%。

【松矢委員】

全体事業費に対する補助率というところが気になる。

私は先ほど言ったように、初めて地域おこしをやろうという団体は自己資金がほとんどないと思う。自己資金1,000円、2,000円は自分で出していると思う。そういう団体が不利になるような審査はおかしいと思う。

【西山会長】

ここでまず100%補助を認めるかどうかを諮りたい。

【松矢委員】

点数かな、点数の対象になるのかな。

【山本委員】

この補助事業は、発展性に大きな意味があると思う。補助金を出すことにより、その地域が将来活性化するか、将来的にその事業が継続するか。

だから、今年事業を実施したら来年も必ず実施するということが期待できるかどうか、市民感覚だと思う。すると、自己資金なしの事業が認められるのかどうかとなる。会社をつくる時は株式を発行する。最初に自己資金0の会社はない。事業を提案する時には、翌年度にもしも市の補助がなくても、事業を継続できるような計画を立ててもらうのが原則だと思う。

そう考えれば、自己資金800円というのは考えられない。まず自己資金がどれだけあるかを審査のメインテーマにしないと、審査が形骸化し形だけになってしまう。そういう意味では自己資金0の事業は最初から除外するという募集方法に変えていかないといけない。

【松矢委員】

でも、初めてやるという人は自己資金を集めるにはどうするかというと、皆から募金を集める以外に方法がない。

【山本委員】

それとは少し違う。

【西山会長】

山本委員、発言を控えるように。まだ松矢委員が話している。

**【松矢委員】**

募金を集めるしかない。あるいは大きい会社から寄付金をもらうなどできるが、必ずしもすぐお金を出してくれるところがあるか分からない。すると、10人集まれば1万円ずつで10万円というように自己資金を確保するしか方法がない。

だから、自己資金が少ないから、これからやろうとすることに発展性がないという考えは無茶だと思う。地域をおこそうという熱意のある団体は、応援してあげるべきだと思う。最初のスタート時点では、自己資金はないのだから。

**【山本委員】**

補足すると自己資金がない場合には、事業を発展させるための方策や資金繰りなどに関する資料を付けさせることでなければいけない。それにより自己資金がなくても、採択されれば来年は資金を集め更に発展させますということになり、事業採択される。

**【西山会長】**

これまでも、次年度からの事業の準備としての事業提案が実際にあった。ただし、次年度に100%採択されるという保証はない。地域活動支援事業は単年度の制度であり、2年間継続して補助を受けることができない。

そのような方法を使うことも今まであったので、やろうと思えばできる。

**【高野副会長】**

先ほど浦壁委員からの、大きな事業は上限100万円に制限した方がよいという意図が、多くの団体に地域活動支援事業を活用してもらいたいということからすると、松矢委員の言うとおりの、最初は皆お金がないのだからそのような団体を助けてあげるといのもひとつの方法ではないか。

片や、自己資金がないから補助しなくていいではないか、というのは乱暴だと思う。

**【浦壁委員】**

審査項目がたくさんあるので、自己資金の割合だけでなく、他にも自己資金は少ないが一生懸命やってもらえそうだということが、提案書を読むと感じられるものもあると思う。だから審査する委員が総体的に賢明な考えで審査すればよい。それ

をトータルしたものが総合点になるのだから。

補助率で採択が決まることは少ないと思う、内容をよく見れば自己資金が少なくても良いものは高得点になる。あくまでも審査する人の常識などで責任をもって審査するより仕方がないと思う。

#### 【西山会長】

皆さんの意見を聞くと、自己資金や補助率による制限を求めるというよりは、私たちが審査する際にその点を考慮し、審査に反映するということだと思う。

2. No.6 の意見について、補助率を改めることはせずに、審査において皆さんの考えを反映することとすることを諮り、委員全員の了承を得る。

審議結果を整理する。

- ・ 2. No.1 : 所属する団体の提案事業であっても審査を辞退しない
- ・ 2. No.2 : 相手に配慮し誠意をもって質問するとし、文言を削除する
- ・ 2. No.3～4 : 審査・採点シートに名前等を記載しない、募集要項に明記しない
- ・ 2. No.5 : ボーダーライン付近の事業も点数順で採択事業を決定する
- ・ 2. No.6 : 補助率の規定は設けず、審査において考慮する

今後、募集要項案を1月に決定する必要があるため、事務局と協議し提示することとでよいか諮り、委員全員の了承を得る。

#### 【榎島係長】

1. No.1 の高橋委員の意見、団体に節約を呼びかけることは、審査では対応できない。その呼びかけを、募集要項に記載するかどうかを諮っていただきたい。

#### 【西山会長】

団体に節約を呼びかける一文を募集要項に入れた方がよいと思う委員に挙手を求め14名の賛成があり、募集要項に記載することに決する。

説明会の時に、私からもその旨を話したい。

—事務連絡—

#### 【西山会長】

次第4「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

- ・協議会日程：12月19日(月) 午後6時30分～ 高田地区公民館  
1月16日(月) 午後6時30分～ 高田地区公民館  
2月20日(月) 午後6時30分～ 高田地区公民館
- ・新年祝賀会：1月4日(水) 午前11時00分～
- ・地域協議会だより編集委員の打合せについて、後日書面協議予定

【西山会長】

今後、多くの協議事項が予定されているため、定例日の他にも会議を開催する必要がでてくる可能性があるため、了解を。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。